

建設汚泥の「自ら利用」に関する事務処理要領Q&A

○ 適用範囲(第2条)関係

Q1 建設汚泥処理土とは、どのようなものですか？

A1 建設汚泥について脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質資材として利用できる性状としたものです。ただし、脱水、乾燥処理については、処理後において、雨水など水を含むことで元の泥状化状態となることが予測されるため、本要領では、脱水、乾燥処理のみでの利用はできません。

Q2 自ら利用とは、どのような行為ですか？

A2 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(H17. 7. 25 環境省産業廃棄物課長通知)によれば、以下のとおりです。

「建設工事から発生した土砂や汚泥を、適正に利用できる品質にした上で、排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者の複数の工事間において再度建設資材として利用することは従来から行われてきたところであり、このように排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。」(抜粋)

Q3 異なる現場間での「自ら利用」は、なぜ適用されないのですか？

A3 発生時期と利用時期の調整がつかないまま放置される等、一貫した責任のある管理ができず不適正処理を誘発する恐れがあるためです。

Q4 建設汚泥処理土を利用するにあたり、有害性の判定基準はありますか？

A4 環境基本法に基づく土壤環境基準および土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準を満足する必要があります。分析は、建設汚泥処理土の利用前に最低1回行う必要があります。なお、分析値が1項目でも基準値を超過した場合は、その全量について許可業者に委託処理する等、適正に処理をする必要があります。

○ 対象工事(第3条)関係

Q5 要領の対象は、公共工事に限られるのですか？

A5 公共工事については、道路等の工作物をほぼ恒久的に管理し、かつ工事の施工管理についても行われることから、国、県、市の発注工事を対象としています。
なお、本要領第6条(審査基準)の要件を全て満たし、かつ本要領に準拠することができる場合は、民間工事についても適用できます。

Q6 その他の工事とは、具体的にどのような工事ですか？

A6 国、県、市が発注する工事以外の全ての工事です。

○ 事前協議(第4条)、事前計画書の提出(第5条)関係

Q7 事前協議は、どのように行えばいいですか？

A7 工事の設計の段階から検討を行った利用計画について、当課と協議することが基本です。(電話による事前予約制とします。)
事前協議後、工事着手の15日前までに、所定の様式に必要書類を添えて事前計画書を提出する必要があります。

Q8 事前計画書の提出は、どのように行えばいいですか？

A8 事前協議後、工事着手の15日前までに、所定の様式に必要書類を添えて事前計画書を提出する必要があります。(電話による事前予約制とします。)

○ 審査基準(第6条)関係

Q9 工事の実績があるとは、どのような実績があればいいですか？

A9 当該工事と同種の工事の実績、本市発注工事に係る実績、技術者の状況等です。
(本市の登録業者であれば、等級などを考慮し判断します。)

Q10 建設汚泥処理土の利用が確実(恒久的な利用)とは、どのような場合ですか？

A10 土木工作物本体又は工作物と一体的な利用である必要があります。
そのため、一時的な埋戻しや土地造成に建設汚泥処理土の使用は禁止します。
建設汚泥処理土の利用後において、建築物等を建設する際、掘り返しが行われやすいため土砂と一緒に処分されるおそれがあり、建設資材としての確実な利用(恒久的な利用)とは言い難いためです。